

2018年（平成30年）5月29日

家庭教師のフォローアップ
代表 小林義和 代理人
弁護士 羽原 真二 先生

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号
第3ウエノヤビル3階 D号室
電話 082-962-6181
FAX 082-962-6182

特定非営利活動法人 消費者ネット広島
理事長 吉富啓一



消費者契約法第41条第1項に基づく請求書

当法人は、消費者問題に関する調査、研究等を通じて消費者の権利擁護を目的とし、消費者、学者、弁護士、司法書士、消費生活専門相談員らで構成し、内閣総理大臣により消費者団体訴訟制度における適格消費者団体の認定を受けて、事業者による不当な勧誘行為や契約条項の差止訴訟を行う権限を有する適格消費者団体です（<http://www.shohinet-h.or.jp/>）。

さて、当法人は貴殿（家庭教師のフォローアップこと小林義和氏）に対し、平成30年3月26日付「ご連絡」にて、貴殿が現在ご使用している契約書等の開示を求めていましたが、期限の同年4月10日を過ぎても開示いただけませんでした（なお、貴殿からは活動休止とのご連絡を受けていますが、現在においても、HP上での勧誘の事実が確認できます。）。

そこで、当法人としては、当法人に情報提供のあった別紙契約条項（「家庭教師・ネット家庭教師依頼契約書」「概要書面」「7. 中途解約」）を現在においても貴殿が使用しているものとみなし、貴殿に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として、下記のとおりの書面を送付いたします。

本書面が到達したときから1週間以内に当法人の請求に応じていただ

けない場合には、貴殿に対する消費者契約法上の差止請求訴訟の提起が可能となることにご留意ください。

なお、本書面及びこれに対する貴殿のご返答の有無、内容など本請求に関する経緯、内容につきましては、消費者被害防止の観点から、消費者契約法第23条の規定、当法人の差止請求業務関係規程等に基づき、当法人のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことを申し添えます。

記

第1 請求の要旨

- 1 当法人は、貴殿に対し、貴殿が消費者と準委任契約を締結するにあたって、別紙契約条項記載の契約条項等、中途解約において平均的損害を超える解約手数料を定める契約条項を含む契約の締結を行わないことを求める。
- 2 当法人は、貴殿に対し、上記の条項が記載された書面、電子データを破棄すること、及び上記条項を含む契約の勧誘及び締結を行わないことを貴殿従業員に周知徹底することを求める。

第2 紛争の要点

- 1 貴殿の別紙契約条項によれば、クーリング・オフ期間経過後で、「役務提供開始前」及び「商品引渡し前」の場合、「①家庭教師またはネット家庭教師による学習指導」解約手数料20,000円、「②関連商品」解約手数料19,000円の合計39,000円の解約手数料が発生するものと理解されるが、中途解約の場合の「入会金」の取扱いについての記載がない。
- 2 また、貴殿の別紙契約条項「②関連商品」によれば、中途解約の場合、未使用の商品（ビデオ・DVD・CDについては未開封のもの）しか返品できず、商品が返還された場合、「契約日より1カ月以内」は「商品価格の25%」、「契約日より2カ月以内」は「商品価格の30%」、「契約日より3カ月以内」は「商品価格の35%」、「以降、1カ月以内につき5%（上限90%）」の解約手数料が発生する旨記されているが、通常、未使用の商品が返還された場合には、当該商品に関する損害は発生しないものと考えられる。

3 以上の状況から、貴殿の別紙契約条項は、平均的損害を超える解約手数料を定める契約条項といえる（消費者契約法第9条1号）。

よって、当法人は貴社に対し、消費者契約法第9条1号、同法第12条3項に基づき、本書をもって、請求の趣旨のとおり差止の請求をする。

なお、訴え提起する予定の裁判所は、広島地方裁判所である。

以 上

別 紙

「家庭教師・ネット家庭教師依頼契約書」

「概要書面」

7. 中途解約…契約書受領日を含む8日間を経過した後は、役務提供期間終了迄の間、以下に定める解約手数料を支払うことにより、この契約を中途解約することができます。（役務提供期間中あるいは終了後の関連商品のみの中途解約はできません。また使用された商品や汚れ等のある商品は解約・返品できません。ビデオ・DVD・CDについては開封済みの場合は解約・返品できません。ご注意ください。）

① 家庭教師またはネット家庭教師による学習指導

役務提供開始前 20,000円

役務提供開始後 50,000円又は

授業料1ヵ月分の対価のいずれか低い額。

② 関連商品

商品引渡前 19,000円(契約締結及び履行に通常要する費用)

商品が返還された場合（注1）

契約日より1ヵ月以内 商品価格の25%

契約日より2ヵ月以内 商品価格の30%

契約日より3ヵ月以内 商品価格の35%

以降、1ヵ月以内につき5%加算（上限90%）

商品が返還されない場合又は使用済み・開封済みの商品で商品の価値が無くなつたと弊社が判断した商品については、商品価格に相当する額

注 未使用のものしか返品できません。またビデオ・DVD・CDについては未開封のものしか返品できませんので、ご注意ください。解約手数料は返還された商品の金額に対してのものとなり、使用済・開封済等の理由で商品の価値が無くなつたものについては、当該商品の最小単位ごとに全額のご負担となります。